

最低制限価格の算定方法を見直しました

(令和4年6月1日以降の公告案件から適用されますのでご注意ください。)

- ◎ 最低制限価格は、次の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の1,000円未満の端数を切り上げた額とします。
- (1) 測量業務
直接測量費+測量調査費+（諸経費×0.48）
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務
直接人件費+特別経費+（技術料等経費×0.6）+（諸経費×0.6）
 - (3) 土木関係建設コンサルタント業務
直接人件費+直接経費+（その他原価×0.9）+（一般管理費等×0.48）
 - (4) 地質調査業務
直接調査費+（間接調査費×0.9）+（解析等調査業務費×0.8）+（諸経費×**0.48**）
 - (5) 補償関係コンサルタント業務
直接原価+（その他原価×0.9）+（一般管理費等×0.45）
 - (6) 特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8まで（(1)の場合は10分の6から10分の8.2まで、(4)の場合は3分の2から10分の8.5まで）の範囲で定めます。
- ◎ (1)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (2)の場合で、算定額が予定価格の10分の7.5を超える場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (3)(5)の場合で、算定額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (4)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、3分の2を下回る場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (1)~(6)の2以上の業務から構成されている業務の場合は、前述の方法により算定した額の合計額をもって算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。